

制 定	昭 和 4 5 年 3 月
変 更	昭 和 5 1 年 3 月
変 更	昭 和 6 0 年 8 月
変 更	平 成 1 4 年 1 2 月
変 更	平 成 2 2 年 1 2 月
変 更	平 成 2 8 年 6 月
変 更	令 和 4 年 6 月

農 業 振 興 地 域 整 備 基 本 方 針

鹿 児 島 県

目 次

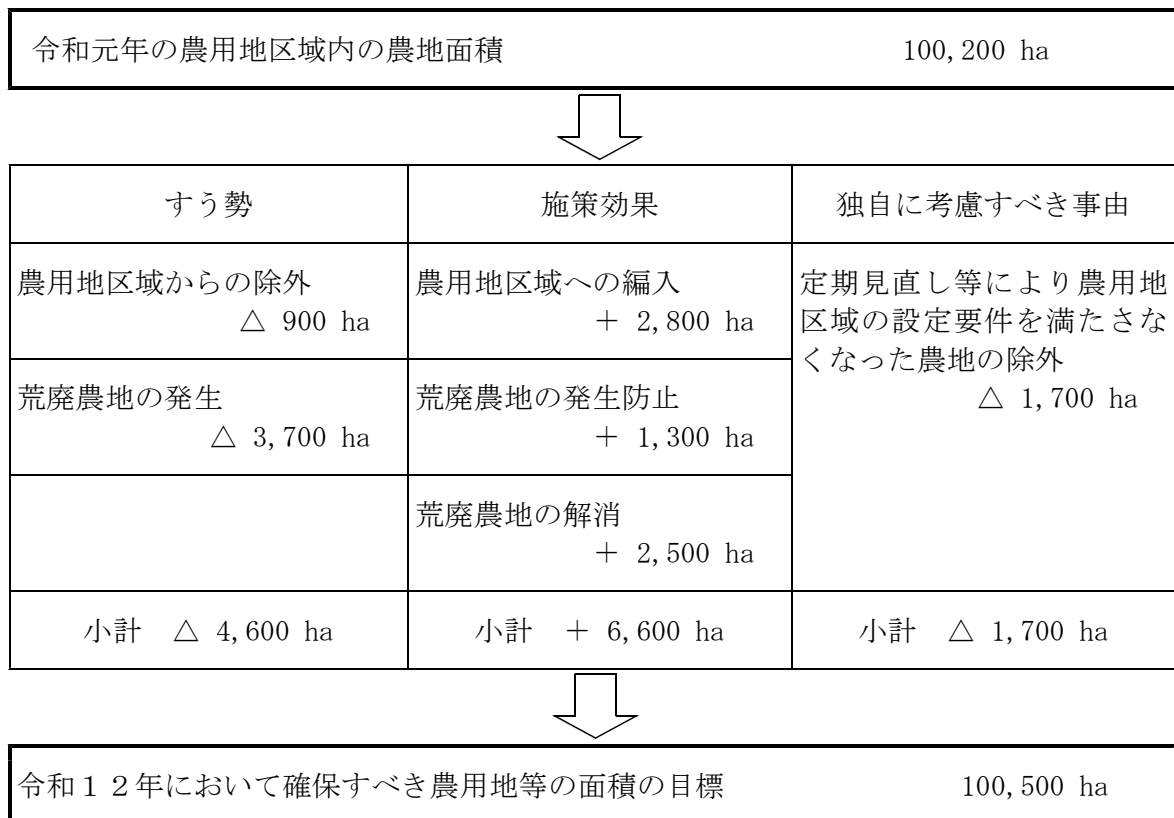
第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考 え方	1
2	農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）	2
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関 する事項（指定予定地域）	5
1	指定予定地域	5
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	広域整備の構想	9
第4	農用地等の保全に関する事項	9
1	農用地等の保全の方向	9
2	農用地等の保全のための事業	10
3	農用地等の保全のための活動	10
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土 地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	10
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	11
2	主要な営農類型	11
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	14
1	重点作物別の構想	14
2	広域整備の構想	16
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	17
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	17
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	17
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	17
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進 に関する事項	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	18
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生 活環境を確保するための施設の整備に関する事項	19
1	生活環境施設の整備の必要性	19
2	生活環境施設の整備の構想	19

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
 (農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第4条第2項第1号)

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和12年の確保すべき農用地等(農用地区域(法第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。)内農地)の面積については、現状(令和元年100,200ha)よりも約300ha増の100,500haを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。



※ 荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。(「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第3の1の(3)のア又はウに該当すると判定された遊休農地等をいう。以下同じ。)

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方法で推進する。

ア 農地の保全・有効利用

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金による共同活動への支援、実質化された人・農地プランの実現に向けた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手(「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営(認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったも

の従前の経営面積を維持又は拡大している者)をいう。)への農地利用の集積・集約化の加速化,農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置等により,市町村や関係団体等と連携しながら,荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

イ 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等との連携を図りつつ,高性能大型機械の導入が可能となるような農地の大区画化,水田の汎用化・畑地化を推進するとともに,ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか,農業用排水施設を長寿命化し,ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等,農業生産基盤の整備・保全管理を通じ,良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際,農用地区域外の土地を含めて一体的に整備する必要があると認められる場合は,当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

ウ 非農業的土地需要への対応(公用施設又は公共用施設の整備との調整)

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については,農用地区域内農地の確保を基本とした,より適切かつ厳格な運用を図るとともに,市町村の振興に関する計画や都市計画等の他の土地利用計画があり,農業用の利用が見込めない土地については,関係機関間で十分な調整を図り,計画的な土地利用の確保に努める。

この場合,農業振興地域整備計画の管理については,計画的に行うことが重要であり,その変更は原則として,法第12条の2の規定により,おおむね5年ごとに実施する基礎調査等の結果に基づき行うものとする。

また,地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため,農用地利用計画(法第8条第2項第1号の農用地利用計画をいう。以下同じ。)の変更が必要となる場合は,農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み,法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

エ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するため,法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに,農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化を積極的に推進する。

オ 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため,農用地利用計画の変更を行うに当たっては,当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を十分に踏まえ,法第13条の2に規定する交換分合制度の活用を推進する。

カ 推進体制の確立等

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては,地域の振興に関する計画との調和等が保たれた農業振興地域制度の円滑かつ適正な運用を図るため,関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに,関係農業団体,商工会議所,商工会その他の関係団体及び集落代表者から,必要に応じ,幅広く意見を求めるものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

本県は,本土の最南部に位置し,県土の総面積は,約9,187km²で全国第10位,2,643kmの長い海岸線を持ち,太平洋と東シナ海に囲まれた南北約600kmにわたる広大な県土を有してい

る。また、種子島、屋久島、奄美群島をはじめとする多くの離島は、本県総面積の約27%と大きな比重を占めている。

一方、本県の地形は、山地や丘陵地等が県土の約7割を占め、河川は川内川等を除き、いずれも幹川延長50km以下と短く、平野部は、河口付近にややまとまっているほかは河川に沿って細長く分布しているに過ぎない。また、シラスなどの特殊土壌が県土に広く分布していることに加え、桜島など活発な活動を続けている火山があることなど自然災害を受けやすい特性を持っている。

農業上の土地利用については、農用地が食料の安定的供給を確保するための基礎的資源であるとともに、県土及び自然環境の保全等の多面的機能を発揮していることから、現況が農用地である土地は極力その保全と有効利用を図る。また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保し、整備することを原則とする。

特に、農用地区域内の土地については、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、効率的な土地利用と生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地利用計画において指定された用途以外に供されないようにするものとする。

なお、農用地区域外の農業振興地域内の土地のうち、都市計画等の農業以外の土地利用計画との調整が整った土地については、農地等の転用に際して極力調整された計画等を尊重する一方で、農業以外の土地利用計画との調整が整わない土地及び農業以外の土地利用計画の存しない土地については、農業的土地利用を優先して行うものとする。

(1) 農業地帯の区分

本県の気象や自然条件、農業における土地利用や水利用の状況、各種農業振興計画等との関連性を総合的に勘案して、県域を3つの農業地帯と7つの農業地域に区分する。

農業地帯名	農業地域名	市 町 村 名
本土農業地帯	鹿児島農業地域	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、十島村、三島村
	南薩農業地域	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
	北薩農業地域	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
	始良・伊佐農業地域	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
	大隅農業地域	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
熊毛農業地帯	熊毛農業地域	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
大島農業地帯	大島農業地域	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

ア 本土農業地帯

総面積は約695千ha。そのうち、森林面積は約334千ha、農用地面積は約106千haで、約8割が畑、約2割は田となっている。

(7) 鹿児島農業地域

薩摩半島の中央部に位置し、鹿児島市、日置市、いちき串木野市、離島地域の三島村、十島村の3市2村からなる。

鹿児島市は、桜島の降灰等に対する防災営農と、大消費地近郊という有利性を生かした軟弱野菜等の産地化が進められており、日置市、いちき串木野市は、水稻を主体に畜産や園芸を組み合わせた複合経営が展開されている。

三島村、十島村は、県本土から奄美大島の間点に在り、平地は少ないが、採草放牧地を活用した肉用牛繁殖経営を主に独自の生産振興が図られている。

(4) 南薩農業地域

薩摩半島の南部に位置し、枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市の4市からなる。西部は海岸付近まで山地が迫り、農地の大部分が傾斜地に散在し、大浦地区は大規模の水田が広がるが、小区画の棚田・迫田・段々畑が多い。

中部は、万之瀬川を始め河川沿いに水田が広がるほか、一部はシラス土壌の台地で夏期に干害を受けやすい。

東南部は、池田湖を水がめとする南薩畑地かんがい地区で、畑かん営農による生産性の高い農業が営まれている。

総じて温暖な地域であり、南薩畑地かんがい地区を含む畑作地域を主体に県下有数の産地である茶、野菜、花き、果樹をはじめ、畜産、さつまいも、葉たばこ等多彩な農業が展開されている。

(ウ) 北薩農業地域

県本土の北西部に位置し、阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町の3市2町からなる。

川内川流域に広がる水田とその周辺に続く畑地や中山間地域において、水稻を中心に肉用牛、園芸、茶等を組み合わせた複合経営が営まれている。また、米ノ津川流域に広がる出水平野及び出水干拓地域で大規模な水田農業が営まれており、肉用牛や養鶏の大規模経営も多く存在している。

(エ) 始良・伊佐農業地域

県本土の中央部から最北部に位置し、霧島市、伊佐市、始良市、湧水町の3市1町からなる。

錦江湾沿いの温暖で日照時間の長い沿岸地域と、霧島山麓の冷涼な山間地、内陸型気象の大口盆地、その中間に位置する中部地域からなり、水稻、畜産を中心に野菜、果樹、花き等の園芸作物や茶、有機農業など多彩な農業が展開されている。

(オ) 大隅農業地域

県本土の東部に位置し、大隅半島北部（曾於地区）の曾於市、志布志市、大崎町と、南部（肝属地区）の鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町の4市5町からなる。

耕地の約7割を黒ボク土壌等の畑地帯が占めており、畑地かんがい施設等の農業生産基盤の整備により、県内でも有数の畑作、畜産地域となっている。

北部（曾於地区）では、畜産やさつまいも、茶のほか、ピーマン、ごぼう等の園芸作物を基幹とした営農が展開されている。

また、南部（肝属地区）では、畜産やさつまいものほか、ピーマン、きゅうり、ばれいしょ、ごぼう等の園芸作物等を基幹とした営農が展開されている。

イ 熊毛農業地帯（熊毛農業地域）

総面積は約99千ha。そのうち、森林面積は約31千ha、農用地面積は約13千haで、約8割が畑、約2割は田となっている。

当地帯は、鹿児島市の南方約115kmに位置する種子島と、種子島の南西約30kmに位置する屋久島があり、種子島の西之表市、中種子町、南種子町と、屋久島の屋久島町の1市3町からなる。

種子島は、比較的平坦で畑地が多く、広い耕地面積、温暖な気候、基盤整備の進んだ畑地等、地域の特性を生かし、さとうきび、さつまいも、肉用牛を主要品目として、ばれいしょ等の野菜、米や茶の早出し農産物に加え、酪農、レザーリーフファン等の産地化も進んでいる。

屋久島は、山岳地帯が多く、耕地は海岸沿いに分散している中で、温暖な気候を生かし、ぼんかん、たんかん等の果樹や茶の産地化が進んでいる。また、口永良部島では放

牧による肉用牛の低コスト生産が行われている。

ウ 大島農業地帯（大島農業地域）

総面積は約124千ha。そのうち、森林面積は約73千ha、農用地面積は約19千haで、ほぼ畑が占めている。

有人島は奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島であり、東西約160km、南北約170kmの範囲内に飛石状に連なっている。これら島々は、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町の1市9町2村からなる。

奄美大島は、北部地域で須野ダムを水源とした畑地かんがい施設等の農業生産基盤が整備されており、さとうきびと肉用牛や野菜等との複合経営が中心である。一部では、傾斜地を活用した、たんかんなどの果樹専作経営が行われている。南部地域は、海岸沿いの狭小な農地や傾斜地が多く、たんかん、すもも、パッションフルーツ等の果樹が中心となっている。

喜界島は、平坦地が多く、地下ダムを水源とした畑地かんがい施設等の農業生産基盤が整備されており、農家一戸当たりの耕地面積も群島最大である。さとうきびを基幹作物として、肉用牛やトマト、たんかん、マンゴー、カボチャ等の園芸作物のほか、さとうきびとの輪作作物として、ごまの産地育成に取り組んでいる。

徳之島は、奄美群島最大の耕地面積を有し、徳之島ダムを水源とした畑地かんがい施設等の農業生産基盤の整備が重点的に進められている。耕地面積の約6割を占めるさとうきびや、肉用牛の生産が盛んであり、ばれいしょをはじめとした野菜やたんかん、マンゴー等の果樹、ソリダゴ等の花きの産地育成にも取り組んでいる。

沖永良部島は、平坦な農地に恵まれ、地下ダムを水源とした畑地かんがい施設等の農業生産基盤の整備が重点的に進められてきている。基幹作物のさとうきびに加え、花き、野菜、肉用牛の生産が盛んである。特にキク、グラジオラス、ソリダゴ、ユリ等の多彩な花きが栽培されており、県内有数の花き産地となっているほか、ばれいしょやさといも、マンゴー等の園芸作物の産地育成にも取り組んでいる。

与論島は、平坦地が多く、さとうきび及び肉用牛を中心に、さといも、いんげん等の野菜、ソリダゴ等の花きと複合経営が行われている。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）

1 指定予定地域

農業振興地域の指定は、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号及び国の策定した「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和2年12月8日変更）に掲げる要件に基づき、下表の指定予定地域について行う。

農業地帯名	農業地域名	指定予定地域名 (農業振興地域)	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考	
本土農業地帯	鹿児島農業地域	鹿児島地域 (鹿児島市)	都市計画法の市街化区域、用途地域及び臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 30,028 (農用地面積 5,361)		
		日置地域 (日置市)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 21,020 (農用地面積 3,664)		
		いちき串木野地域 (いちき串木野市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 6,194 (農用地面積 1,316)		
		三島地域 (三島村)	港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 981 (農用地面積 522)		
		十島地域 (十島村)	港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 3,838 (農用地面積 746)		
	鹿児島農業地域 小計				総面積 62,061 (農用地面積 11,608)	
	南薩農業地域	枕崎地域 (枕崎市)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 5,941 (農用地面積 1,725)		
		指宿地域 (指宿市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 10,833 (農用地面積 4,047)		
		南さつま地域 (南さつま市)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 19,072 (農用地面積 3,829)		
		南九州地域 (南九州市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 28,069 (農用地面積 10,176)		
	南薩農業地域 小計				総面積 63,915 (農用地面積 19,777)	
	北薩農業地域	阿久根地域 (阿久根市)	都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 10,121 (農用地面積 1,433)		
		出水地域 (出水市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 17,308 (農用地面積 5,977)		
		薩摩川内地域 (薩摩川内市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 39,784 (農用地面積 4,886)		
		さつま地域 (さつま町)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 19,460 (農用地面積 3,536)		
		長島地域 (長島町)	港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 10,044 (農用地面積 2,392)		
	北薩農業地域 小計				総面積 96,717 (農用地面積 18,224)	
	始良・伊佐農業地域	霧島地域 (霧島市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 46,666 (農用地面積 6,818)		
		伊佐地域 (伊佐市)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 22,817 (農用地面積 5,481)		
		始良地域 (始良市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 18,200 (農用地面積 2,043)		
湧水地域 (湧水町)		都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 10,280 (農用地面積 2,186)			
始良・伊佐農業地域 小計				総面積 97,963 (農用地面積 16,528)		
大隅農業地域	鹿屋地域 (鹿屋市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 34,555 (農用地面積 10,279)			
	垂水地域 (垂水市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 7,143 (農用地面積 1,169)			
	曾於地域 (曾於市)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 34,580 (農用地面積 8,453)			
	志布志地域 (志布志市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 23,290 (農用地面積 8,285)			
	大崎地域 (大崎町)	大規模森林区域等を除く区域	総面積 9,578 (農用地面積 3,910)			
	東串良地域 (東串良町)	大規模森林区域等を除く区域	総面積 2,356 (農用地面積 1,479)			
	錦江地域 (錦江町)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 9,270 (農用地面積 1,735)			
	南大隅地域 (南大隅町)	港湾法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 9,156 (農用地面積 2,317)			
	肝付地域 (肝付町)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 10,786 (農用地面積 2,637)			
大隅農業地域 小計				総面積 140,714 (農用地面積 40,264)		
本土農業地帯 計				総面積 461,370 (農用地面積 106,401)		

農業地帯名	農業地域名	指定予定地域名 (農業振興地域)	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
熊毛 農業地帯	熊毛 農業地域	西之表地域 (西之表市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 17,301 (農用地面積 3,652)	
		中種子地域 (中種子町)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 12,556 (農用地面積 4,477)	
		南種子地域 (南種子町)	港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 9,569 (農用地面積 2,257)	
		屋久島地域 (屋久島町)	都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 9,180 (農用地面積 2,589)	
熊毛農業地帯 計				総面積 48,606 (農用地面積 12,975)	
大島 農業地帯	大島 農業地域	奄美地域 (奄美市)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 8,422 (農用地面積 2,317)	
		大和地域 (大和村)	大規模森林区域等を除く区域	総面積 2,885 (農用地面積 396)	
		宇検地域 (宇検村)	自然公園法の国立公園の特別保護地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 916 (農用地面積 347)	
		瀬戸内地域 (瀬戸内町)	都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 5,862 (農用地面積 569)	
		龍郷地域 (龍郷町)	大規模森林区域等を除く区域	総面積 2,533 (農用地面積 608)	
		喜界地域 (喜界町)	港湾法の臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 5,341 (農用地面積 2,594)	
		徳之島地域 (徳之島町)	都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 6,195 (農用地面積 2,399)	
		天城地域 (天城町)	都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 6,008 (農用地面積 1,841)	
		伊仙地域 (伊仙町)	大規模森林区域等を除く区域	総面積 5,710 (農用地面積 2,551)	
		和泊地域 (和泊町)	都市計画法の用途地域及び臨港地区、大規模森林区域等を除く区域	総面積 3,992 (農用地面積 2,355)	
		知名地域 (知名町)	都市計画法の用途地域、大規模森林区域等を除く区域	総面積 4,985 (農用地面積 2,231)	
		与論地域 (与論町)	与論町の全域	総面積 2,042 (農用地面積 1,198)	
大島農業地帯 計				総面積 54,891 (農用地面積 19,406)	
合計	43地域			総面積 564,868 (農用地面積 138,782)	

- ※1 指定予定地域の規模：令和元年12月31日時点
出典：（総面積）県調べ，（農用地面積）令和元年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査
（農用地面積：農業振興地域内農用地面積）
- 2 四捨五入の関係から地帯計及び地域計，県計は一致しない場合がある。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成や農業生産性の向上を図るためには、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保し、これらの有効利用を図る必要がある。

このため、担い手への農地の集積・集約化と併せて、高性能大型機械の導入が可能となるようなほ場整備、水田の汎用化、収益性の高い安定した畑作経営の展開のための畑地かんがい施設の整備等を重点的に促進する。

また、中山間地域においては、地域の特性を生かした営農の確立を支援するため、地形条件に合ったほ場整備等の基盤整備を促進する。

(1) 田の整備

鹿児島県水田収益力強化ビジョンに基づき、野菜や飼料作物等の地域振興作物や新規需要米・加工用米の生産拡大とともに、二毛作への取組をさらに推進するため、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化と併せて、大型・中型機械による一貫作業体系が可能となる水田の汎用化や用水のパイプライン化等の基盤整備を進める。

中山間地域については、地域の特性や地形条件に合ったほ場整備や農道等の農業生産基盤の整備を推進する。

(2) 畑の整備

農地面積の約7割を占める畑地においては、収益性の高い安定した畑作経営のため、地形や地域特性に応じて、ほ場整備や用排水施設、農道等の農業生産基盤の整備を進める。また、これまで整備してきた施設についても、安定的な用水供給機能を確保するため、予防保全対策や適時適切な更新整備を進める。

シラス等の特殊土壌で生産性が低い農地については、農地の保全と生産性の向上を図るため、各種の農地防災施設の整備や土壌改良等を積極的に進める。

(3) 樹園地の整備

鹿児島県果樹農業振興計画に基づき、樹園地の集約や集積を図り、生産性の向上と高品質果実生産が可能な園地を整備する。併せて、園内作業道の整備や小規模の基盤整備に加え、スピードスプレーヤー等の省力機械、自動除草やドローン防除等、スマート農業が導入可能な園地整備に努める。

(4) 採草放牧地の整備

鹿児島県酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき飼料基盤の確保を図るため、飼料畑や草地の造成・整備・改良等を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用して農地集積を推進することにより、飼料生産基盤を強化する。

2 広域整備の構想

(1) 大規模畑かん事業

ア 曾於地域

この地域は、大隅半島の北部から中央部の広大なシラス台地上に位置する畑地帯であり、水利条件に恵まれていないことから、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保するため、国営かんがい排水事業曾於北部地区の附帯県営事業により畑地かんがい施設等の農業生産基盤を整備し、畑かん営農ビジョンに基づき、生産性や収益力の高い農業の実現を推進する。

イ 肝属地域

この地域は、大隅半島の中央部がシラス台地上に位置する畑地帯であり、水利条件に

恵まれていないことから、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保するため、国営かんがい排水事業肝属中部地区の附帯県営事業により畑地かんがい施設等の農業生産基盤を整備し、畑かん営農ビジョンに基づき、生産性や収益力の高い農業の実現を推進する。

ウ 喜界島地域

この地域は、平坦な丘状の隆起サンゴ礁で形成され、保水力が乏しく、降雨も台風や梅雨時期に集中するため、安定した水利用が難しい。加えて、既存の農業水利施設の老朽化に伴い、農業用水の確保が課題となっている。このため、令和3年度着工の国営かんがい排水事業喜界島地区により喜界第2地下ダム等の整備や既存施設の更新、併せて附帯県営事業により区画整理や畑地かんがい施設等の農業生産基盤を整備し、生産性や収益力の高い農業の実現を推進する。

エ 徳之島地域

この地域は、侵食及び流出を起こしやすい赤土と呼ばれる粘土質土壌で覆われ、河川等の水利条件に恵まれていないことから、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保するため、国営かんがい排水事業徳之島用水地区の附帯県営事業により畑地かんがい施設等の農業生産基盤を整備し、畑かん営農ビジョンに基づき、生産性や収益性の高い農業の実現を推進する。

オ 沖永良部地域

この地域は、平坦な丘状の隆起サンゴ礁で形成され、河川等の水利条件に恵まれていないことから、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保するため、国営かんがい排水事業沖永良部地区及び附帯県営事業により、水源を確保し、畑地かんがい施設等の農業生産基盤を整備し、畑かん営農ビジョンに基づき、生産性や収益力の高い農業の実現を推進する。

(2) ほ場整備等

川内川流域及び肝属川流域をはじめとする広域的に展開する水田については、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化と併せて、農業生産基盤を整備することにより、ほ場の汎用化等を図り、大型・中型機械の導入による高生産性農業の確立と、それを担う経営体の育成を進め、野菜や飼料作物等の地域振興作物の生産拡大を推進する。

(3) 農業水利施設の長寿命化対策

これまでに造成された農業水利施設の戦略的保全管理に向け、点検・診断結果等のデータの蓄積・共有を進めつつ、各施設の長寿命化計画に基づき、適時適切な保全対策を推進する。

(4) 農道整備

広域的な産地の形成等を図り、各農業地帯における生産から出荷に至る効率的な流通体系を確立するための基幹的な農道の整備やこれまでに整備された農道の長寿命化を図るため、保全対策を計画的に導入する。

第4 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

本県は、台風常襲地帯であることに加え、集中豪雨等も多く、県土の約半分はシラス等

の特殊土壌が占めていることから、災害の発生しやすい条件下にある。また、営農形態や土地利用の変化、農業用防災施設の老朽化も進んでいることから、地域全体の防災計画に沿って農地の保全・整備を行う必要がある。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

農業用ため池等を整備するとともに、農業用防災ダム施設の更新、特殊土壌地域における農地の侵食・崩壊を防止するための排水施設の整備、農村と農業用施設等の一体的な防災・減災対策のほか、高潮や津波等による農地の被害を防止するための海岸保全施設の整備や施設の長寿命化を計画的に進める。

また、荒廃農地は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、荒廃農地の発生防止と利活用を図る必要がある。

このため、市町村や関係団体等と連携しながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の基盤整備等による活用を推進するとともに、中山間地域等直接支払集落協定に基づく農地の保全活動を進める。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農用地等の保全

農地の侵食を防止するために、農地保全整備事業等により排水施設等を整備する。また、台風や梅雨等の強風・大雨または地震による農用地等の被害を防ぐために、農業用防災ダム事業や農業用ため池等の整備事業を推進するとともに、農村地域防災・減災事業により、農村と農業用施設等の一体的な事業を推進する。

また、高潮や津波等による農地の被害を防止するため、海岸保全施設整備事業等を推進する。

(2) 荒廃農地の整備・復旧

荒廃農地の発生防止及び解消を図るとともに、国土の保全等農業生産活動を通じた多面的機能の適切な発揮を図るため、農地として復旧する農業生産基盤整備や担い手に農地を集積する農地中間管理事業の重点地区等において、簡易な整備が可能な農地耕作条件改善事業等の取組を推進する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃化の状況に即した農地利用の推進

再生利用が可能な荒廃農地については、農地耕作条件改善事業等を活用した整備を行い、荒廃農地の解消を推進する。

再生利用が困難な荒廃農地については、活用すべき農地の明確化を図るため、非農地判断を促進する。

(2) 荒廃農地を含む効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積の促進

荒廃農地の発生を防止し、農地の有効利用を促進するため、市町村や関係団体と連携しながら、地域における話し合い活動を基本に、日本型直接支払制度や農地中間管理事業等を活用した効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手等への農地の集積・集約化を推進する。

(3) 基金造成や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

棚田地域において、水源のかん養や洪水防止など棚田等の持つ多面的機能を維持・発揮させるため、鹿児島県中山間地域等保全対策基金を活用し、地域住民等による棚田等の保全活動を支援する。

特に中山間地域等においては、適切な農業生産活動が行われることにより、農地の有す

る多面的機能の維持・発揮に向け、中山間地域等直接支払交付金や集落で取り組む農業生産活動等を内容とする集落協定に基づく農地の適正な維持・管理を推進する。

また、多面的機能支払交付金を活用して、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、農地・水路・農道等の地域資源の質的向上を図る活動を推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 農地の利用集積の推進

農業生産力の維持向上を図っていくためには、優良農地を確保するとともに、農地の効率的な利用を推進する必要があることから、人・農地プランの実質化や、その実現に向けた取組等と連携した農地中間管理事業の推進等により、担い手への農地の集積・集約化の取組を進める。

人・農地プランの実現に向けた、集落を単位とした地域における話し合い活動を基本に、意欲ある高齢農業者や兼業農家を含めた集落営農の組織化・法人化の支援を推進する。

(2) 農地の効率的利用の促進

ほ場整備や畑地かんがい施設整備等の農業生産基盤の整備及び荒廃農地の解消のための諸施策を推進しつつ、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、裏作の導入等による農用地の利用率の向上、ICT水管理等の営農の省力化に資する技術の活用を図る。

また、畜産農家と耕種農家との連携等による家畜排せつ物等の有効利用を推進し、地力の増進と環境に配慮した農業振興に努める。

さらに、地域の実情に即した集落営農を推進し、農業用機械の共同利用等による農作業の効率化を促進する。

2 主要な営農類型

農業を今後も基幹産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる、魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要である。

このため、地域において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営において、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、年間農業所得（主たる従事者1人当たりで430万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、意欲ある農業者や新規就農者の確保を図るとともに、技術・経営指導を通じた経営管理能力の向上、農業経営の法人化、家族経営協定の締結推進、女性の経営参画を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本県における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

(1) 営農類型ごとの経営規模等（個別経営体）

ア 畜産

営農類型	経営規模（作付面積）	経営面積
酪農専門	常時経産牛100頭，育成牛50頭	14.0 ha
生産牛専門	成牛100頭，育成牛20頭	12.0 ha

和牛肥育専門	肥育牛（去勢）300頭	—
肉用牛一貫	成雌牛50頭, 育成牛10頭, 肥育牛58頭	6.0 ha
養豚一貫	種雄豚8頭, 種雌豚100頭, 雌育成豚33頭, 肉豚2,474頭	—
ブロイラー専門	1回入すう100,000羽, 年間回転数5.6回, 年間560,000羽入すう	—
採卵鶏専門	採卵鶏80,000羽	—

イ 野菜

営農類型	経営規模（作付面積）	経営面積
野菜専作1 （露地）	そらまめ1.0ha, オクラ（トンネル）0.2ha, スナップえんどう0.4ha	1.6 ha
野菜専作2 （露地）	実えんどう0.7ha, オクラ（トンネル）0.2ha, スナップえんどう0.4ha	1.3 ha
野菜専作3 （露地）（本土）	ばれいしょ（春）3.0ha, （秋）1.0ha, でん粉用さつまいも3.5ha	4.0 ha
野菜専作4 （露地）（離島）	ばれいしょ（春）10.0ha	10.0 ha
野菜専作5 （施設, 露地）	かぼちゃ（半促成）0.4ha, （大型トンネル）0.8ha, （小型トンネル）0.6ha, （抑制）2.0ha	3.8 ha
野菜専作6 （露地）	青果用さつまいも（超早掘（トンネル））0.3ha, （早掘）0.5ha, （普通掘・貯蔵）4.2ha	5.0 ha
野菜専作7 （施設）	ピーマン（促成）0.4ha	0.4 ha
野菜専作8 （施設）	いちご（普通）0.4ha	0.4 ha
野菜専作9 （施設）	きゅうり（促成長期）0.3ha	0.3 ha
野菜専作10 （施設）	トマト（促成）0.4ha	0.4 ha

ウ 果樹

営農類型	経営規模（作付面積）	経営面積
果樹専作1 （露地）	温州みかん（極早生露地）0.4ha （早生露地）0.7ha （普通露地）0.1ha 紅甘夏（露地）2.0ha	3.2 ha
果樹専作2 （露地, 施設）	温州みかん（極早生露地）0.5ha ぼんかん（露地）0.2ha きんかん（加温）0.3ha （無加温）0.3ha	1.3 ha
果樹専作3 （施設, 露地）	不知火（加温）0.3ha （無加温）0.2ha （露地）0.2ha 温州みかん（極早生加温）0.1ha	1.2 ha

	(極早生露地) 0.4ha	
果樹専作4 (露地, 施設)	たんかん(露地) 2.0ha パッションフルーツ0.1ha	2.1 ha
果樹専作5 (施設)	マンゴー(加温) 0.3ha パッションフルーツ(少加温) 0.2ha	0.5 ha
果樹専作6 (施設)	マンゴー(無加温) 0.5ha パッションフルーツ(無加温) 0.2ha	0.7 ha
果樹専作7 (露地, 施設)	ぶどう(有核無加温) 0.1ha (無核無加温) 0.2ha (無核簡易雨除け) 0.2ha なし(豊水露地) 0.3ha (新高露地) 0.2ha	1.0 ha

エ 花き

営農類型	経営規模(作付面積)	経営面積
花き専作1 (施設)	スプレーギク(秋タイプ周年) 0.8ha	0.4 ha
花き専作2 (施設)	秋ギク 1.6ha, 夏秋ギク 0.8ha	1.0 ha
花き専作3 (施設)	オリエンタルユリ 0.6ha	0.2 ha
花き専作4 (施設)	ソリダゴ 1.1ha	0.3 ha

オ 工芸作物

営農類型	経営規模(作付面積)	経営面積
茶専作1 (委託加工)	茶樹園(成木園) 7.0ha	7.0 ha
茶専作2 (荒茶加工)	茶樹園(成木園) 10.0ha	10.0 ha
さとうきび専作	さとうきび(春植) 1.0ha, (夏植) 4.0ha, (株出) 6.0ha, (新夏) 4.0ha, (収穫作業受託) 23.0ha	15.0 ha
たばこ複合	たばこ2.5ha, 焼酎用さつまいも4.0ha	6.5 ha

カ 普通作物

営農類型	経営規模(作付面積)	経営面積
水稻専作1	普通期水稻21.0ha	21.0 ha
水稻専作2	早期水稻26.0ha	26.0 ha
さつまいも専作	焼酎用さつまいも7.0ha, でん粉用さつまいも5.0ha	12.0 ha

(2) 営農類型ごとの経営規模等(組織経営体)

ア 畜産

営農類型	経営規模(作付面積)	経営面積
和牛肥育専門	肥育牛500頭	—
養豚一貫	種雄豚40頭, 種雌豚500頭, 雌育成豚165頭,	—

	肉豚12,370頭	
--	-----------	--

イ 野菜

営農類型	経営規模（作付面積）	経営面積
野菜専作1	キャベツ（夏まき）4.0ha, （秋まき）4.0ha だいこん4.0ha, 焼酎用さつまいも4.0ha, でん粉用さつまいも4.0ha, ごぼう4.0ha	24.0 ha
野菜専作2	ごぼう10.0ha, 焼酎用さつまいも5.0ha, にんじん3.0ha	18.0 ha
野菜専作3	だいこん（秋まき露地）2.0ha, （冬まきトンネル）2.0ha, （土付き契約）10.0ha, 焼酎用さつまいも8.0ha, でんぷん用さつまいも2.0ha	24.0 ha

ウ 普通作物

営農類型	経営規模（作付面積）	経営面積
水稻専作 （集落営農）	普通期水稻27.0ha	27.0 ha

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）

本県の農業は、温暖な気候、広大な畑地などの地域の特性を生かして、畜産・園芸を中心としている。一方、台風などによる自然災害を受けやすく、シラス等の火山性不良土壌も広く分布し、また、大消費地から遠く、離島地域が多いなど自然的、地理的に不利な条件も抱えている。

このため、今後これらを克服し、消費者ニーズに対応したブランド産地や地域特性を生かした特色ある産地形成を図るためには、近代的な農業生産体系を可能とする栽培管理施設や高性能農業機械の導入など、農業生産近代化施設等の整備を計画的に推進する。

1 重点作物別の構想

(1) 野菜

国内外の産地間競争が激化する中、本県野菜の競争力を高めていくため、消費者ニーズに対応した安心・安全で品質のよいものを計画的に出荷できる産地づくりが必要である。このため、重点的に生産拡大を図る品目・地域を定め、畑地かんがい施設や水田裏作の活用等による安定的な生産を推進するとともに、省力機械をはじめロボットトラクタやドローン等、ハウスにおける環境制御機器等を活用したスマート技術による生産性の向上、ハウス施設、集出荷貯蔵施設等の整備を推進する。

(2) 果樹

国内外の産地間競争が激化する中、本県果樹の競争力を高めていくため、消費者ニーズに対応した品質のよいものを計画的に出荷できる産地づくりが必要である。

このため、重点的に生産拡大を図る品目・地域を定め、畑地かんがい施設の積極的な活用や水田の活用等による安定的な生産や労働生産性の向上を推進するとともに、省力機械化、自動除草機やドローン等のスマート技術による生産性の向上、ハウス施設、糖酸センサーを装備した高性能選果施設等の整備を推進する。

(3) 花き

国内外の産地間競争が激化する中、本県花きの競争力を高め、消費者の多様なニーズに対応したものを出荷できる産地づくりが必要である。このため、重点的に生産拡大を図る品目・地域を定め、ハウスや電照施設、集選花施設等の整備を推進する。

(4) 茶

機械化生産体制の確立や専業農家を中心とした規模拡大等により、着実な産地拡大が図られているが、今後、さらに一層の生産拡大を図るためには、高品質でクリーンな茶を低コストで生産し、安定的に供給する産地体制を確立する必要がある。

このため、省力機械やロボット摘採機等のスマート技術による生産性の向上、防霜施設及び降灰洗浄施設等の整備、荒茶加工施設の近代化を促進する。また、生産の拡大に伴う荒茶の円滑な流通を図るため、貯蔵施設等の流通関連施設の整備を推進する。

(5) 肉用牛

大規模経営の規模拡大により飼養頭数は増加しているものの、飼養戸数は年々減少していることから、新たな担い手の確保・育成や労働負担の軽減による経営継続を図るとともに、経営資源を円滑に継承する取組が必要である。また、個々の経営能力と飼料基盤に見合った段階的な規模拡大やキャトルステーションへの預託等を通じた地域全体での頭数の増加を推進するとともに、生産性の向上を図る必要がある。このため、スマート畜産技術を活用した省力的な生産方式の導入や飼養管理施設等の施設整備を推進する。

(6) 養豚

国際化等に対応した競争力のある豚肉生産の推進をはじめ、ふん尿処理等の環境保全対策、豚熱やアフリカ豚熱等を含めた各種疾病に対する衛生対策が重要であることから、飼養衛生管理基準の遵守を基本とし、慢性疾病等による損害防止や生産性の向上に資するオールイン・オールアウト方式等の導入、JGAP家畜・畜産物や農場HACCPの認証取得等に取り組む必要がある。このため、スマート畜産技術を活用した省力的な生産方式の導入や飼養管理施設等の施設整備を推進する。

(7) 水稻

米をめぐる情勢の変化に対応するため、主食用のみならず、飼料用米、加工用米など需要に応じた米づくりと水田の有効利用により、生産性の高い水田農業を確立する必要がある。

このため、担い手への農地集積・集約化や水稻の品種・用途別の団地化による低コスト化を推進するとともに、高性能農業機械、ドローンやロボットトラクタ等のスマート技術による生産性向上、ICT技術を活用した用排水管理施設、集出荷貯蔵施設等の整備を推進する。

(8) さつまいも

本県の普通畑の約2割に作付けされる基幹作物であり、でん粉原料用、焼酎原料用、加工用、青果用と用途も幅広く、用途別需要に応じた計画生産の実施、機械化一貫体系の確立による省力・低コスト生産の確立、流通の安定化等を図る必要がある。

このため、省力機械の導入を推進するとともに、集出荷貯蔵施設等の整備を推進する。

(9) さとうきび

本県南西諸島の約6割の農家が生産しており、製糖業とともに地域経済を支える重要な基幹作物である。大規模経営体、受託組織等担い手の育成や、植付・株出管理から収穫までの適期作業を機械化一貫で行える作業体制の整備に向けた各般の取組を推進し、さとうきびの増産と担い手を中心とする効率的・安定的な生産体制の構築を図る必要があること

から、省力機械の導入を推進する。

(10) 葉たばこ

畑作地帯を中心に産地が形成され、ほ場の集団化や作業の機械化が概ね進んでいる。

近年、社会環境の変化によるたばこ総需要の減少等により、耕作面積及び生産量とも減少しているが、野菜との輪作等の農地の高度利用等の観点からも重要な作物であり、生産性の高い葉たばこ経営の確立を図る必要がある。このため、共同乾燥、貯蔵施設の効率的利用を推進する。

(11) 地域特産作物（麦・大豆・そば）

麦、大豆、そば等は、水田の転作作物や畑地の輪作作物として栽培されている。特に麦、大豆については、気象条件等により生産が不安定なこと等から、作付面積は減少傾向にある。このような状況の中で、食料自給率の向上や水田営農の確立のためには、適地適作を基本とした生産性の向上を図る必要がある。

このため、省力化機械の導入や共同乾燥施設等の整備を推進する。

(12) 酪農

安定的な生乳生産量の確保に向けて、搾乳牛頭数の確保と分娩間隔の短縮による生乳生産量の向上が大きな課題である。このため、経営能力と飼料基盤に見合った規模拡大や優良な後継牛の効率的かつ計画的な確保を推進するとともに、自給飼料の生産拡大等による土地利用型酪農を推進する必要がある。また、労働負担の軽減や生産性の向上を図るため、外部支援組織の活動強化による飼養管理作業の分業化・省力化の推進、スマート畜産技術を活用した省力的な飼養管理方式の導入等や飼養管理施設等の施設整備を推進する。

(13) 養鶏

需要に見合った鶏卵・鶏肉の生産を推進するとともに、多様な消費者のニーズに対応した安心・安全で高品質な鶏卵・鶏肉の低コスト生産や飼養衛生管理基準の遵守など防疫対策の強化を図るため、スマート畜産技術の導入や飼養管理施設等の施設整備を推進する。

(14) 飼料作物

輸入飼料に過度に依存した畜産経営から、国産飼料に立脚した畜産経営への転換を推進するため、飼料畑の造成・整備、トウモロコシ等の高栄養飼料作物の二期作、水田裏を活用した粗飼料の生産・利用の拡大、公共牧場や荒廃農地の活用、低・未利用資源の飼料利用、飼料生産の外部化や効率的な飼料生産等を推進するとともに、高性能機械の導入や飼料貯蔵施設等の整備を推進する。

2 広域整備の構想

(1) 広域園芸集出荷施設

卸売市場への出荷拡大や県内産地の広域化に対応した集出荷体制を確立するため、広域農協等を範囲とした広域の集出荷施設の整備を推進する。

(2) 広域貯蔵施設

荒茶の品質の向上及び生産コストの低減を図り、円滑な流通と周年出荷を実現するため、広域的な高性能貯蔵施設の整備を推進する。

(3) 堆肥センター

堆肥のペレット化等の耕種農家のニーズや広域流通に対応した良質堆肥の生産を図るため、堆肥センター等の施設・機械等の機能向上を推進する。

(4) 総合食肉流通施設

食肉等製造・加工段階での衛生管理の高度化を図っていくとともに、県産食肉の輸出拡大を図るため、安全性向上のための処理・加工技術の高度化や自動化・省力化システムの導入を進めるとともに、輸出相手国の衛生条件等に適合した食肉処理施設等の整備を推進する。

(5) 養豚における地域内一貫生産体制の確立のための共同利用施設整備

生産コストの低減を図るため、繁殖豚を集中的に管理し、肥育用素豚を地域内の肥育農家に供給する子豚供給育成センターや地域内に種豚を安定供給する種豚供給センター等の再編・整備を推進する。

(6) 牛乳処理加工施設

飲用牛乳等の需要は、近年、健康機能への注目等により微増傾向となっており、今後とも、品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の製造を促進するため、牛乳処理加工施設等の機能強化を推進する。

(7) 鶏卵・鶏肉処理流通施設の整備

安心・安全で高品質な畜産物に対する消費者ニーズが高まる中で、流通段階での衛生管理の高度化や効率化を図るため、鶏卵・鶏肉の処理加工施設の機能強化や整備を推進する。

(8) キャトルステーションやTMRセンター等の外部支援組織の施設整備

酪農及び肉用牛の生産基盤の維持・拡大を図るため、子牛育成を行うキャトルステーションや飼料生産を行うTMRセンター等、分業化が図られる施設等の整備を推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県農業の維持的な発展を図るためには、担い手を育成し、農地等の経営資源の集約や雇用型法人の育成、経営の多角化など関連施策を担い手に集中することにより、生産性の高い農業を確立する必要がある。

このため、農業者の農業技術や経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得など農業経営の高度化や就農の促進に資する施設の整備を推進する必要がある。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 農業研修教育施設

農業大学校における研修教育施設、宿泊施設等の充実を図るとともに、新規就農支援センターの機能強化により、農業理解促進、就農相談活動、就農前基礎研修等の円滑な実施を図る。

また、スマート農業やGAP（生産工程管理）教育等の充実・強化を図るため、現場で使用されている最新式の農業機械等で研修できるよう、教育高度化に必要な研修用農業機械・設備の導入を推進する。

(2) 市町村による新規就農者を対象とした研修施設

市町村段階における栽培技術・経営管理能力等の習得のための研修施設等の設置・運営

や先進農家研修の実施を支援する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 認定農業者等への経営改善支援

関係機関・団体の連携による経営改善支援体制の充実強化を図り、担い手育成のための総合的な経営対策を推進する。

また、市町村担い手協議会等の活動強化に努め、担い手や新規就農者、農業への参入を希望する企業等も含めた、意欲のある多様な農業者の経営管理能力の向上を図るとともに、普及指導活動等を通じ、担い手の農業技術の向上を図る。

(2) 就農段階に必要な資金手当等

認定新規就農者が、農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置、農地等の取得等に必要な資金（青年等就農資金、経営体育成強化資金又は農業近代化資金等）を借り受けるための資金計画作成支援や借受後の経営指導等を行う。

また、就農前の研修期間及び経営の不安定な就農直後の所得を確保するための資金の活用を推進するほか、県・市町村の各種支援制度等を活用し支援を行う。

(3) 新規就農のため必要な各種の情報提供体制

県内外から意欲のある人材を幅広く求めるため、公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会の就農アドバイザー等による円滑な相談活動により、新規就農者の確保にあたる。

また、各地域振興局・支庁の普及事業担当課に設置している「就農相談センター」及び県外事務所に設置している「新規就農相談所」との連携を強化し、新規就農に必要な各種情報の提供や、就農相談活動等を一層充実する。

(4) 農業大学校の研修教育の充実強化等

農業大学校の研修教育の充実強化により、地域農業のリーダーとしてふさわしい資質を備えた青年農業者の育成や、農業高校生に対する研修教育や小中学校生等を対象とした農業・農村の理解を深めるための農業体験学習等に対する支援に努める。また、多岐にわたる課題を抱える農業問題に速やかに対応できるよう、スマート農機やICTシステム等の先端技術を駆使し、自らの経営に行かすことのできる即戦力となる人材を育成するとともに、GAP教育等を充実し、生産の収益向上や経営の管理能力向上を図り、自らの経営に生かすことのできる経営感覚に優れた人材の育成等を進める。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 (法第4条第2項第3号へ)

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の発生防止等を進めながら、新規就農者や経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立しつつ、一方では、兼業従事者や高齢者等にも、農業就業の場を確保しながら、農業の持続的な発展を図る必要がある。

このため、農林水産業と連携しながら、それぞれの農村地域の資源を活用した地域産業の発展を図るとともに、他産業、特に地域の特性を生かした産業を導入することによって、農業従事者の農業以外における安定的な就業機会の確保・増大を図る必要がある。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 集落による話し合いや農用地の利用調整活動、農地中間管理事業の活用等を通じて、担い手への農地の利用集積を進め、新規就農者や経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営

体を確保・育成するとともに、農作業受託の組織化など集落営農の取組等を進め、高齢農業者等の就業の場の確保を図る。

- (2) 農畜産物加工・販売施設の整備支援等により、地域の豊富な農畜産物資源を生かし、付加価値を高める6次産業化への取組を推進することにより、農業者の所得向上と地域雇用の確保を図る。
- (3) 大都市圏の定年退職者等のU J Iターン等による新規就農に対応し、地域での受入体制の整備並びにその技術及び能力の活用を推進することにより、安定的な就業機会の確保を図る。
- (4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）による鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画（令和2年3月変更）に基づき、担い手への農地の集積・集約化等の農業の構造改善を図るほか、環境への負荷低減や農村地域の景観保全等にも留意した上で、成長性と安定性のある産業等が農村地域へ導入されるよう努める。これに伴い、増加する労働需要に対して、地域農業の担い手の確保・育成に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者や地域住民等からの労働力を重点的に充てることにより、安定した就業機会の確保を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

1 生活環境施設の整備の必要性

農業生産や県民生活・県民経済の基盤である農村の維持・発展を実現するためには、農業者等の地域住民にとって住みよく、都市住民に対しても潤いのある豊かな生活環境を提供する快適で、魅力ある農村づくりと中山間地域及び離島地域の活性化を図る必要がある。

また、その中で、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を展開する必要がある。

2 生活環境施設の整備の構想

農業者はもとより、その他の地域住民及び都市住民も潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため、集落排水施設等の生活環境の整備を進めるとともに、豊かな自然環境に配慮した環境にやさしい農業の取組や人と自然が共生する地域づくりを進め、自然環境と調和した田園空間の整備を促進する。

また、農業生産基盤の整備と農村振興に資する施設の整備を一体的に推進し、定住条件を整備する。